

# 茨城県央環境衛生組合建設工事検査要領

令和7年4月1日  
要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県央環境衛生組合財務規則（令和6年茨城県央環境衛生組合規則第13号）第2条の規定により準用する茨城県町財務規則（昭和61年茨城県町規則第4号。以下「財務規則」という。）、茨城県央環境衛生組合建設工事執行規則（令和7年規則第2号）及び茨城県央環境衛生組合建設工事等施工手続及び監督規程（令和7年規程第1号。以下「監督規程」という。）に定めるもののほか、組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類及び手続については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 監督規程第49条から第54条までの規定に基づき、工事が完成したときに行う検査をいう。
- (2) 出来形検査 監督規程第27条の規定に基づき、工事の完了前に出来形に応じ、その部分について部分払いをするとき、又は契約解除により当該契約に係る既済部分の引渡しを受けるときに行う検査をいう。
- (3) 中間検査 監督規程第55条及び第56条の規定に基づき、工事の施工過程において随時行う検査をいう。

(検査員)

第3条 検査員は、財務規則第152条の規定に基づき給付の検査を行う者をいい、監督規定第48条に規定する者のうちから事務局長が工事ごとに決定するものとする。

(検査方法等)

第4条 完成検査は、工事請負契約書、設計図書（仕様書、図面等含む。）、写真、施工管理資料その他の関係書類に基づき工事の実施方法、出来形、品質管理及び出来映えについて確認を行うものとする。

- 2 工事過程に行う検査は、それらに関する各種の記録（写真を含む。）と設計図書を照合して行うものとする。
- 3 検査員は、工事の検査基準等に従い、厳正かつ公正に検査しなければならない。
- 4 工事の検査基準は、茨城県央環境衛生組合建設工事検査技術基準（令和7年茨城県央環境衛生組合訓令第2号）のほか、茨城県土木工事技術管理基準等関係機関の検査基準を準用する。

(検査の立会い)

第5条 検査は、次に掲げる者の立会いの上、行うものとする。

- (1) 事務局長又は事務局長が命じた職員及び監督員
- (2) 受注者又は現場代理人及び検査員が必要と認めた者（指導及び助言）

第6条 検査員は、検査の結果に基づき、工事の改善を図る必要があると認めるときは、監督員及び受注者に対して指導及び助言をすることができる。

(中間検査の実施)

第7条 中間検査は、原則として、別表に定める特定工種について行うものとする。

2 別表の中間検査対象項目に該当しない工種、内容等であっても、当該工事の主要工種については適宜、中間検査を行うものとする。

3 工事施工期間中に、一部供用する等必要がある場合は、中間検査を行うものとする。

4 中間検査の回数は、原則1回以上(除草、区画線、維持修繕、小規模工事等を除く。)とするが、工期が2年以上の工事は年度ごとに1回以上とする。

(検査の復命と通知)

第8条 検査員は、検査の結果を復命又は通知するときは、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める書類を作成しなければならない。

(1) 中間検査 中間検査復命書(様式第1号)及び中間検査報告書(様式第2号)

(2) 出来形検査 工事出来高検査調書(財務規則様式第99号の2)

(3) 完成検査 完成検査調書(財務規則様式第99号)

(検査の延期又は中止)

第9条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

(1) 検査に際し、受注者、現場代理人又は作業員が検査の執行を妨げ、適正な検査を行うことができないと認められるとき。

(2) 工事の後片付け等が未完了で、検査ができないと認められるとき。

(3) 天災その他不可抗力によるとき。

(4) その他検査員が検査を行うことが不相当と認めるとき。

2 検査員は、検査を延期し、又は中止したときは、事務局長に報告しなければならない。

(手直し命令)

第10条 検査員は、完成検査の結果、工事が設計図書に適合しないと認めるときは、財務規則第152条第4項の規定により手直し事項を、事務局長に報告し、手直し通知書(様式第3号)により期限を付して、受注者に手直しを命じなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で手直しを命じることができる。

2 前項の手直し事項が重大であるときは、検査員は、事務局長と協議しなければならない。

(再検査)

第11条 検査員は、受注者から手直しの完了届を受理したときは、再検査を行うものとする。ただし、写真資料等により手直しが確認できる場合は、これらにより再検査に代えることができる。

2 検査員は、再検査の結果を、再検査復命書(様式第4号)により復命し、事務局

長へ再検査報告書（様式第5号）により報告しなければならない。ただし、口頭で手直しを命じた場合は、再検査復命書及び再検査報告書を省略することができる。

3 再検査の結果が合格のときは、手直し工事結果通知書（様式第6号）により受注者に通知するものとする。ただし、口頭で手直しを命じた場合、結果を口頭で伝えることにより、手直し工事結果通知書を省略することができる。

（台帳の整理）

第12条 事務局長は、検査員から出来形検査及び完成検査の完了の報告があったときは、検査台帳を整理しておくものとする。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

中間検査対象項目

工種	検査内容又は中間検査の時期
共通事項	ア 契約書等の履行状況（契約書、仕様書、照査） イ 工事施工状況（出来形・品質管理、工事写真） ウ 工程管理、安全管理（進捗管理、関係法令） エ 施工体制（施工計画書、施工体制台帳等） オ 立会確認、段階確認検査等 カ 工事材料の保管（良否） キ 工事カルテ、建設業退職金共済、現場掲示等 ク リサイクル、創意工夫等
道路工事	ア 重要なコンクリート構造物の基礎工及び配筋 イ 地盤改良 ウ 上層路盤（路上再生等を含む。）が完了し、舗装工事着手前 エ 重要な二次製品構造物
下水道	ア 処理場及びポンプ場の基礎工及び配筋 イ シールド覆工 ウ シールド及び推進工事の立坑に到達する前

水道	<p>ア 取水・浄水・配水・送水・各施設の内、重要なコンクリート構造物の基礎及び配筋完了時、またこれらの施設構造物が完成後、埋設される時。</p> <p>イ 配管において、重要な伏越及び推進の埋設完了時</p> <p>ウ 水管橋製作、架設における現地、時組完了時</p> <p>エ シールド一次覆工完了時</p> <p>オ 配管完了時における水圧検査</p>
塗装工	ア 大規模な塗替え工のケレン
建築	<p>ア 主要構造物の杭、基礎及び地下階の山留工</p> <p>イ 主要構造物の配筋及び躯体</p> <p>ウ 大規模又は特殊な架構（カーテンウォールを含む。）の製作（加工又は仮組検査）</p> <p>エ 鉄骨造及び木造の建方</p>
電気	<p>ア 直埋設線及び配管</p> <p>イ 高圧機器等の工場製品の工場検査</p>
機械	<p>ア 埋戻し前の配管及びダクト工事</p> <p>イ 特殊機器の工場製品の工場検査</p>
その他	ア 必要と認められるもの

様式第1号（第8条関係）

中間検査復命書

年 月 日			
茨城県中央環境衛生組合 管理者 宛て			
検査員職氏名			⑩
年 月 日に実施した中間検査の結果は、次のとおりです。			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 年 月 日	年	月	日
工 期	年 月 日 から	年 月 日 まで	日間
監 督 員 職 氏 名			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
検 査 年 月 日	年	月	日
立 会 人 職 氏 名			
検 査 事 項			
施 工 状 況 等 の 所 見	現場管理の状況	施工技術の状況	出来形、品質管理の状況
	優 良 可 不 良	優 良 可 不 良	優 良 可 不 良
指 示 事 項 等			

中間検査報告書

年 月 日			
茨城県中央環境衛生組合 事務局長 宛て			
検査員職氏名			⑩
年 月 日に実施した中間検査の結果は、次のとおりです。			
工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 年 月 日	年 月 日		
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間		
監 督 員 職 氏 名			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
検 査 年 月 日	年 月 日		
立 会 人 職 氏 名			
検 査 事 項			
施工状況等の所見	現場管理の状況 優 良 可 不 良	施工技術の状況 優 良 可 不 良	出来形、品質管理の状況 優 良 可 不 良
指 示 事 項 等			

様式第3号（第10条関係）

手直し通知書

年 月 日	
商号又は名称	様
検査員職氏名 ⑩	
茨城県中央環境衛生組合建設工事検査要領第10条の規定により次のとおり手直しするよう通知します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 事 項	
指 示 事 項	
手 直 し 期 限	年 月 日
再検査の方法等	

様式第4号（第11条関係）

### 再検査復命書

年 月 日	
茨城県中央環境衛生組合 管理者 宛て	
検査員職氏名 <span style="float: right;">⑩</span>	
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
監 督 員 職 氏 名	
受 注 者	
請 負 代 金 額	
検 査 年 月 日	年 月 日
立 会 人 職 氏 名	
手 直 し 等 通 知 日	年 月 日
手 直 し 等 完 了 日	年 月 日
再 検 査 の 結 果	合格 ・ 不合格
備 考	

再検査報告書

年 月 日	
茨城県中央環境衛生組合 事務局長 宛て	
検査員職氏名 ⑩	
年 月 日に実施した再検査の結果は、次のとおりです。	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
監 督 員 職 氏 名	
受 注 者	
請 負 代 金 額	
検 査 年 月 日	年 月 日
立 会 人 職 氏 名	
手 直 し 等 通 知 日	年 月 日
手 直 し 等 完 了 日	年 月 日
再 検 査 の 結 果	合格 ・ 不合格
備 考	

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

商号又は名称 様

茨城県中央環境衛生組合  
管理者 

手直し工事結果通知書

手直し工事の検査を行った結果について、下記のとおり通知します。

記

1. 工 事 名
2. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
3. 完成検査年月日 年 月 日
4. 検 査 結 果
5. 問 合 せ 先 茨城県中央環境衛生組合